

いじめ防止基本方針

東郷町立兵庫小学校

令和8年 4月

東郷町立兵庫小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校児童全員が、楽しく豊かな小学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童生徒、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。また、「心理的又は物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 学校・学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気や見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 研修・支援を通して、児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 児童一人一人が集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 学校の取組

- ・ 児童がお互いの長所や価値観の違いを知る活動を実施する。
- ・ 学校のルールを守るなどの規範意識を高める。
- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるグループ活動や係活動を工夫する。
- ・ 話し合い活動を活発にし、コミュニケーション力を身に付けさせる。
- ・ 人権教育・情報モラル教育を実践する。
- ・ 人の考えに左右されない正しい判断力を育成する。

- ・ いじめのサインに気付けるように、児童とのコミュニケーションに努め、継続的に観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気や環境作りに心掛ける。
- ・ 学期に1回、いじめ・不登校・生徒支援委員会を開催して、情報を共有する。

イ 保護者への依頼事項

- ・ 自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・ さまざまな機会を通して善悪の判断を育成する。
- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをする。
- ・ 日常的、積極的に子どもと会話をして、子どもの寂しさやストレスに気付く。
- ・ 子どもの頑張りを認めて褒め、いけないときははっきりと伝える。
- ・ 子どもの持ち物の紛失やいたずらの有無等へ関心をもつ。
- ・ 服装の汚れや乱れ、けがへの関心をもつ。

(2) いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人でのいる児童への声掛けや、児童の様子をこまめに観察する。
- ・ 学期に一回、いじめアンケートや個々の児童に対する教育相談を実施する。
- ・ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合、原因を追究する。
- ・ 度を超えたちょっかいやからかいを見逃さない。
- ・ ふざけから発展する暴力・暴言に注意する。
- ・ 教職員間の情報の共有化と早期の連絡・報告を心掛ける。

(3) いじめへの対処

いじめを把握したときは、直ちにいじめ対策組織を開き、情報共有を行った後は事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめ被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に向けて継続的に支持する。

ア いじめられた側への対応

- ・ いじめられた側の心身の安全・安心の確保を最優先とする。
- ・ 全教職員が協力して、組織として解決に当たる。
- ・ 本人や保護者の苦しみを受け止めた上で、迅速に初期対応にあたる。
- ・ 安心できる学習場所を確保する。
- ・ 休み時間や登下校時に被害が継続しないようにするための取組を行う。
- ・ いじめの原因や背景の調査により根本的解決に努める。
- ・ 児童や保護者から「いじめ」という申し出があったときは、「いじめ」と捉え、速やかに報告・連絡をし、対応を協議・検討する。

イ いじめた側への対応

- ・ 事実を確認し、いじめは絶対に許さない毅然とした態度で支援を行う。
- ・ いじめの原因や背景の調査により根本的解決に努める。
- ・ 状況に応じて、関係機関と連携（教育委員会・警察・児童相談所・SC・SSW等）し、問題の解決を図る。

ウ 事後の支援

- ・ 形式的な謝罪や表面的な解決に終わるのではなく、問題の再発防止に関する教育活動を強化する。
- ・ 当該いじめ被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ対策組織を開き、当該いじめに係る情報を共有し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護するとともに、事実関係を教育委員会に報告する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 再発防止に向けた取組

(1) 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を継続的に行う。

(2) 「いじめが解消された」と判断できる要件

「いじめ」への対応をした後、いじめられた当該児童が安心して学校生活を送ることが確認された後、加害行為が相当の期間（概ね3か月）なくなった上で、被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められた場合とする。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒（謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む）を加えることがある。

7 重大事態への対応

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、対策委員会開催後、速やかに教育委員会と連携し、その後の対応を相談する。
- (2) 学校が調査の主体の場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒支援主事、学年主任、養護教諭、保健主事、該当学級担任で構成された「いじめ問題特別チーム」で調査を進める。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 調査結果については、被害を受けた生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。